

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所第7号機設計及び工事の計画の届出（低圧蒸気タービン改造）に関する事業者ヒアリング【3】
2. 日時：令和4年4月12日 15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、岩崎安全審査官、照井安全審査官、服部（靖）安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部タービングループ 副長 他7名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機の低圧蒸気タービンの改造に係る設計及び工事の計画の届出のうち、蒸気タービンの耐震性に関する説明書、蒸気タービンの強度に関する説明書、蒸気タービンの基礎に関する説明書について、令和4年3月29日の届出書類に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【蒸気タービンの耐震性に関する説明書】

- 蒸気タービンの固有周期について、水平方向のみでなく鉛直方向についても説明すること。

【蒸気タービンの強度に関する説明書】

- 低圧蒸気タービンはA, B, Cの3機あるが、強度評価においてこれを区別せず評価している部位がある理由を説明すること。
- 強度に関する説明書において用いられている「タービン側」、「発電機側」の言葉の定義を説明した上で、強度評価結果の表の記載については、「タービン側」と「発電機側」で厳しい方の結果を採用する方針であることを説明すること。

【蒸気タービンの基礎に関する説明書】

- タービン架台に適用する地震荷重について、共振のおそれのある施設として1/2Sdによる地震力を用いる必要がない理由を説明すること。
- 表3.3-3はりの断面検定結果において、せん断力の検討における（）内の数値について説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし